

平成28年度学校安全教室指導者講習会実施要項

平成28年5月26日 決定
東京都教育庁指導部指導企画課

1 ねらい

学校や地域における事件・事故、災害被害を未然に防止し、子供を様々な危険から守るために、子供たち自身に危険を予測し回避する能力を身に付けさせる学校安全教室等の重要性が高まっている。とりわけ東日本大震災を踏まえ、学校における防災教育を一層推進することが必要である。

このような状況に照らして、都内全公立学校等を対象とする平成28年度学校安全教室指導者講習会を開催し、幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する。

2 概要

(1) 主催 文部科学省、東京都教育委員会

(2) 開催日時、会場一覧

	日 時		会 場
第1回	平成28年 7月25日(月)	午後1時から午後4時30分まで	文京シビックホール 大ホール
第2回	平成28年 8月3日(水)	午後1時から午後4時30分まで	調布市グリーンホール 大ホール

(3) 内容(予定) (第1回、第2回とも同一内容)

- 講義「東京都における安全教育の推進」
- 実践発表「安全教育推進校発表」
- 講義 警視庁「自転車の安全な利用と指導」(交通安全)
- 講義 東京消防庁「震災の教訓を踏まえた地域防災力の向上」(災害安全)
- 講義 国土交通省「天気急変への対応」(災害安全)
- 講義 LINE株式会社「SNSの安全な利用と指導」(生活安全)
- 講演 慶応義塾大学環境情報学部地震災害研究室 准教授 大木 聖子
「防災教育推進上の重点」(災害安全)
- 講義 日本スポーツ振興センター「学校・地域における危険への備え」(交通安全・生活安全)

(4) 受講対象者

- ・公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校の教職員
- ・教育委員会指導主事
- ・各警察署員・消防署員等

ただし、公立学校(園)においては、必ず各校(園)から1名が参加するものとする。なお、都立高等学校については、課程ごとに1名が参加するものとする。

(5) 服務の取扱い

服務の取扱いは、都立学校に勤務する教職員においては、「研修出張」とする。